

# 朝霞児童相談所（仮称）について

令和5年3月



## 計画概要

### （関係者）

- ・事業者：埼玉県知事 大野 元裕
- ・設計者：株式会社 サナクト
- ・工事監理者：未定
- ・工事施工者：未定

### （敷地概要）

- ・所在地：朝霞市青葉台1-2-16  
（地名地番）
- ・敷地面積：4,367.91㎡
- ・用途地域：無指定（市街化調整区域）  
指定容積率200%  
指定建蔽率60%
- ・地域・地区：防火地域指定なし  
基地跡地地区地区計画区域

## 連絡先（事業者）

### （事業に関すること）

埼玉県福祉部子ども安全課児童相談所整備担当

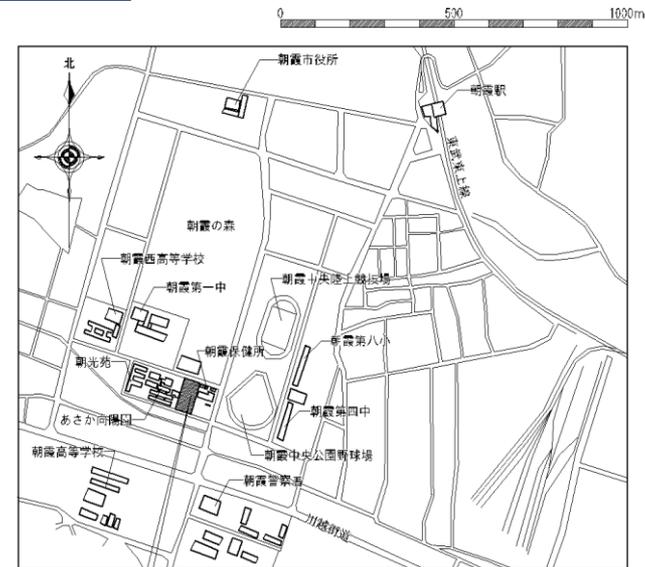
TEL 048-830-3362

### （設計・工事に関すること）

埼玉県都市整備部営繕課大規模施設担当

TEL 048-830-5629

## 案内図

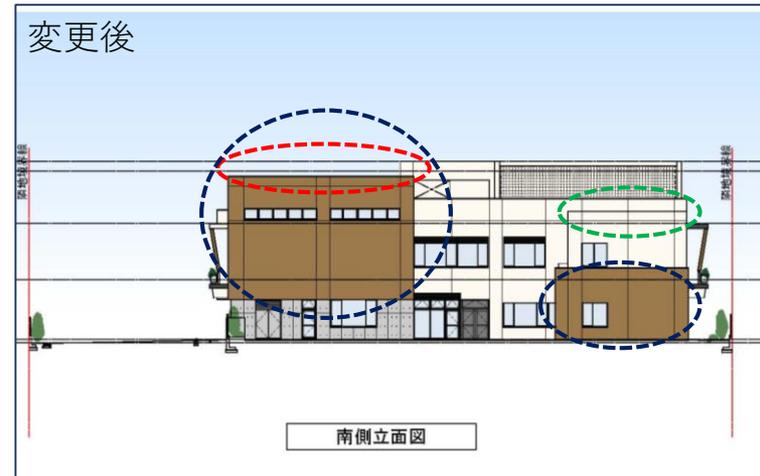
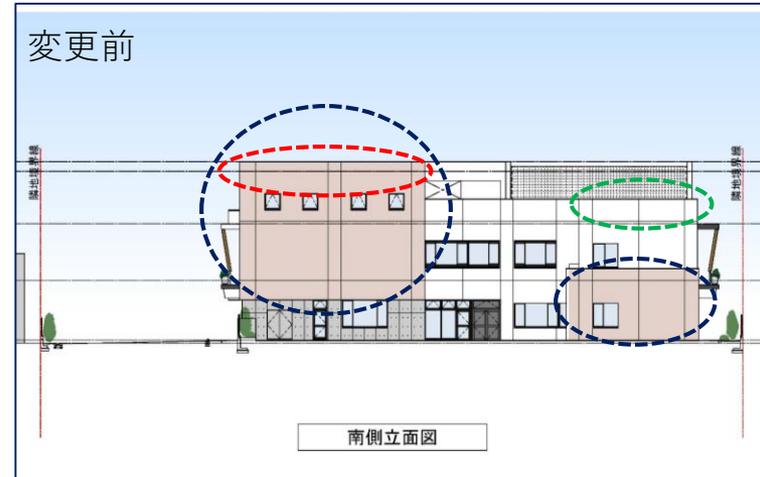
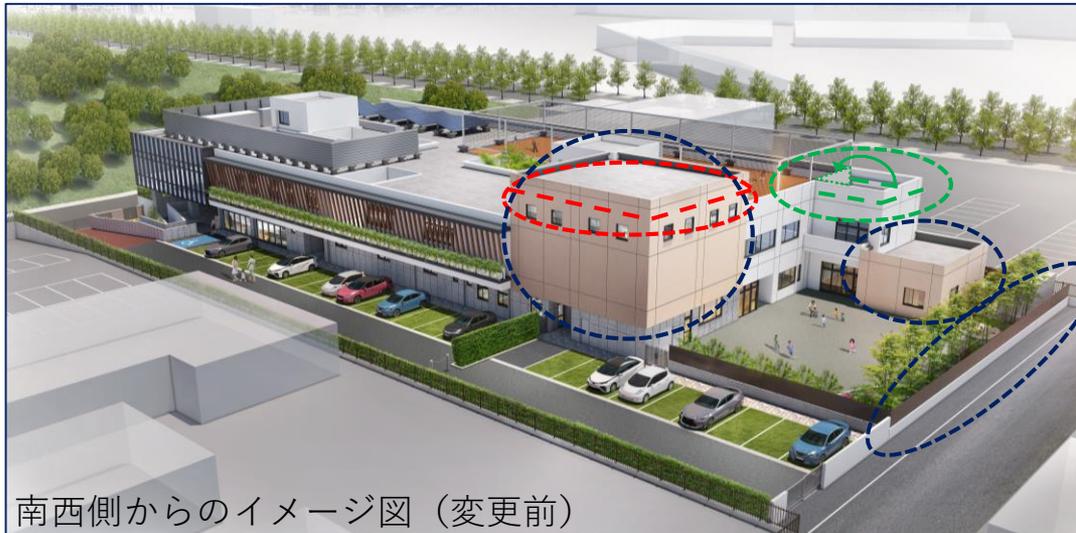


計画地：朝霞市青葉台1-2-16（現あさか向陽園グラウンド）

# 令和4年10月1日開催の説明会以降の主な変更点について

## ■主な変更点

- ①建物南側の高さを1m低減（図赤丸部分）
- ②建物屋上の南側の壁の位置を北側へ移動（図緑丸部分）  
⇒南側の建物高さを低減
- ③建物南側の外観、敷地南側のフェンスを木目調に変更（図青丸部分）  
⇒敷地南側からの景観に配慮



# 朝霞児童相談所（仮称）について

## ■ 配置計画

### （建物概要等）

- ・ 主要用途 : 児童相談所（計画建物1）  
（一時保護所併設/定員30名）
- ・ 付属建築物 : 駐輪場（計画建物2）  
ポンプ室（計画建物3）
- ・ 建築面積 : 2,203.65㎡（付属建築物含む）
- ・ 延べ面積 : 4,021.13㎡（付属建築物含む）
- ・ 駐車場 : 17台（来庁者用）  
10台（業務用）

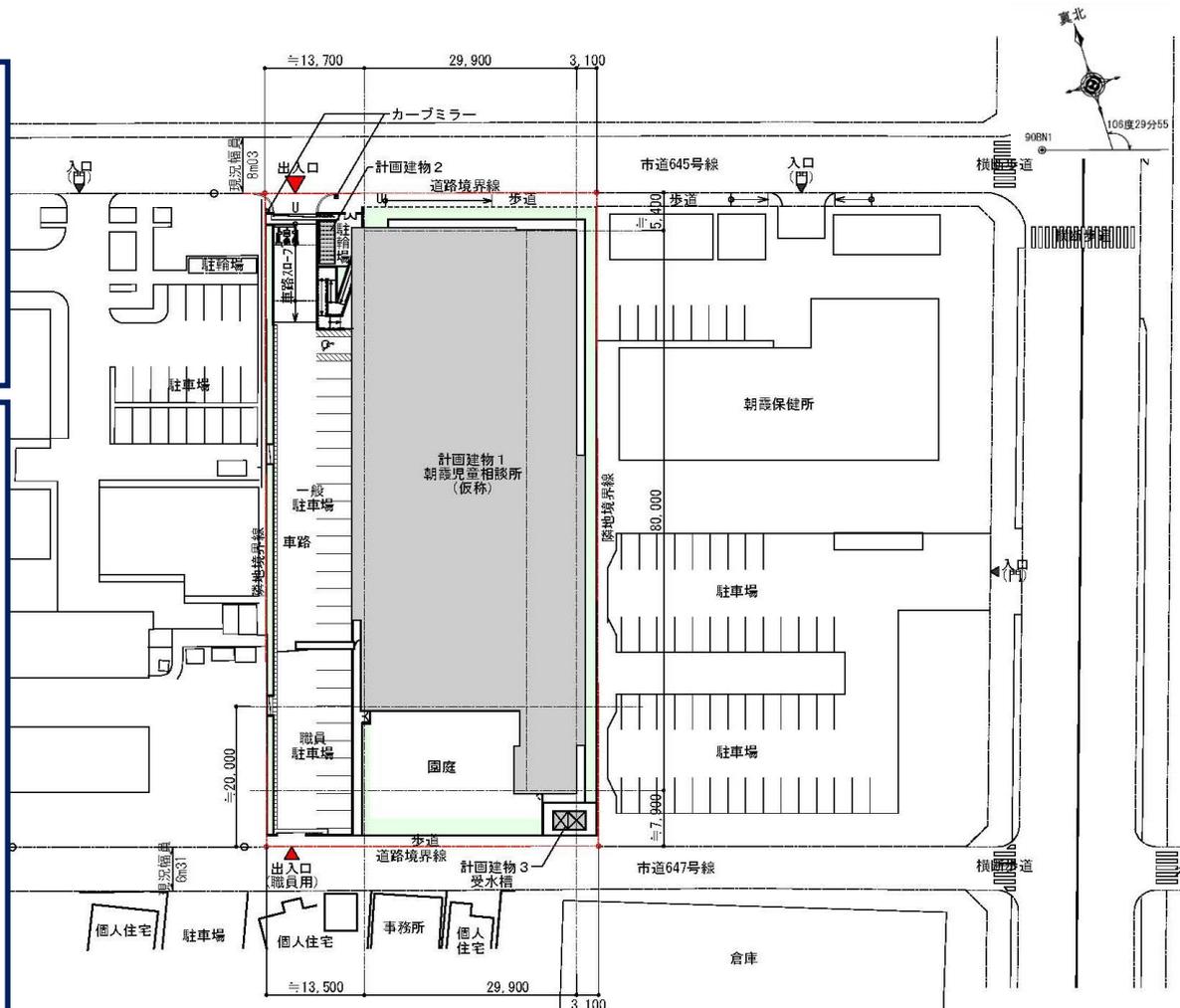
### （業務内容等）

#### 【児童相談所】

- ・ 業務内容 :  
子供（原則18歳未満）についての様々な相談に応じ、問題解決に必要な指導や援助を行います。
- ・ 開庁日・受付時間 :  
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）  
午前8時30分から午後6時15分まで

#### 【一時保護所】

- ・ 業務内容 :  
虐待などにより、一時的に保護を必要とした子供（概ね2歳以上18歳未満）が、生活をします。
- ・ 開庁日・受付時間 :  
原則、年中無休  
（保護を必要とした子供がいる場合は、一時保護所で、生活をします。）



# 朝霞児童相談所（仮称）について

## ■ 平面計画

### 建物概要

#### 【計画建物1】

- ・ 建物用途 : 児童相談所  
(一時保護所併設)
- ・ 階数・構造 : 地上2階  
鉄筋コンクリート造
- ・ 建築面積 : 2,193.54㎡
- ・ 延べ面積 : 4,004.92㎡ ※
- ・ 建物高さ : 11.15m (塔屋12.15m)

#### 【計画建物2】

- ・ 建物用途 : 駐輪場
- ・ 階数・構造 : 地上1階・鉄骨造
- ・ 建築面積 : 6.11㎡
- ・ 延べ面積 : 12.21㎡
- ・ 建物高さ : 2.215m

#### 【計画建物3】

- ・ 建物用途 : ポンプ室
- ・ 階数・構造 : 地上1階・鉄骨造
- ・ 建築面積 : 4.00㎡
- ・ 延べ面積 : 4.00㎡
- ・ 建物高さ : 2.77m

※計画建物1の延べ面積について

令和4年10月1日実施の説明会時より約12㎡増加しています。

2階東側の「屋外」部分は、半屋外状の空間ですが、関係機関との協議により、その一部を延べ面積に算入することとなったためです。建物の形状に変更はありません。



#### 【ゴミ集積所について】

当該施設は朝霞市のごみ収集の対象外であるため、ゴミ集積所に対する指導はありませんが、施設内で保管し適切に処理をします。

# 朝霞児童相談所（仮称）について

## ■立面計画 1

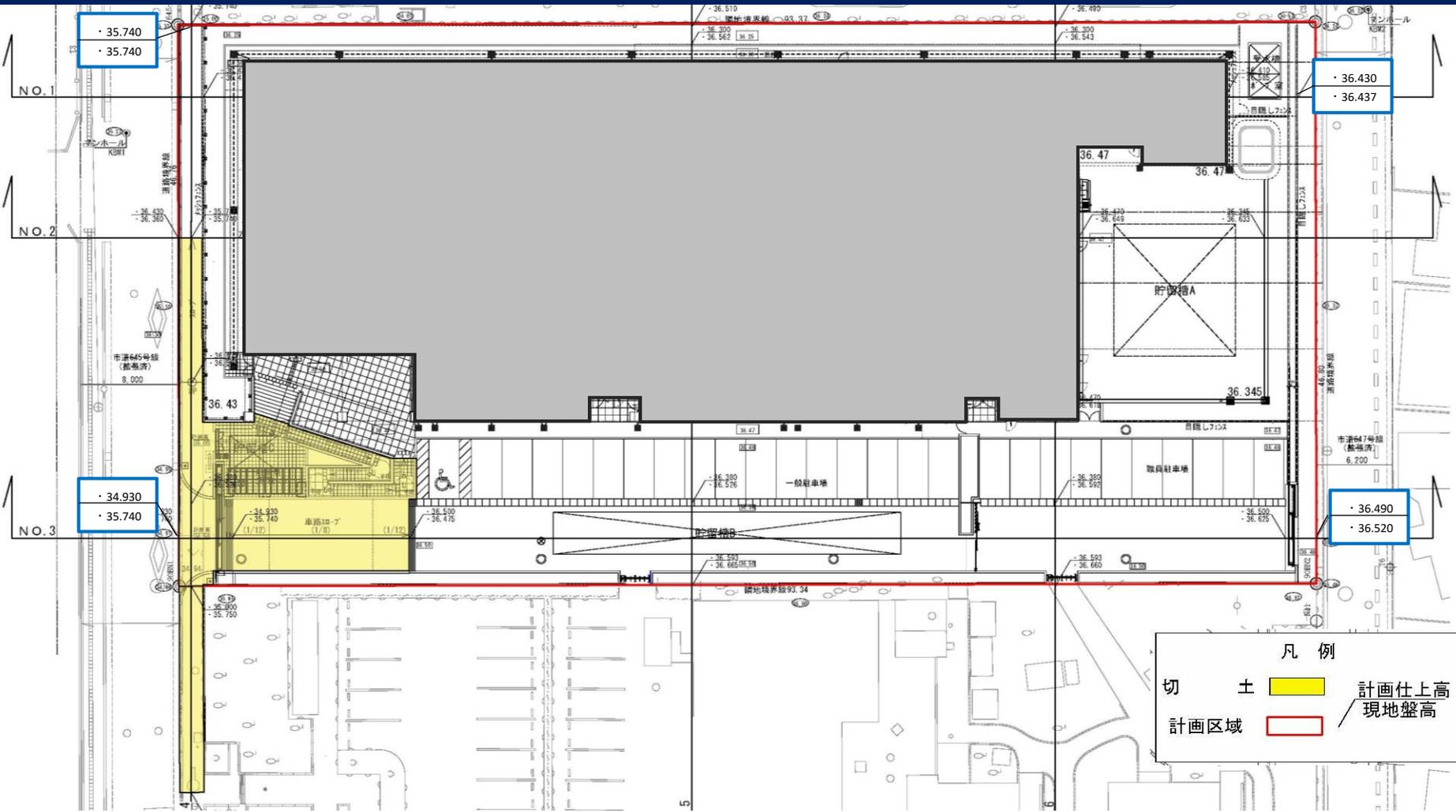


# 朝霞児童相談所（仮称）について

## ■ 立面計画 2



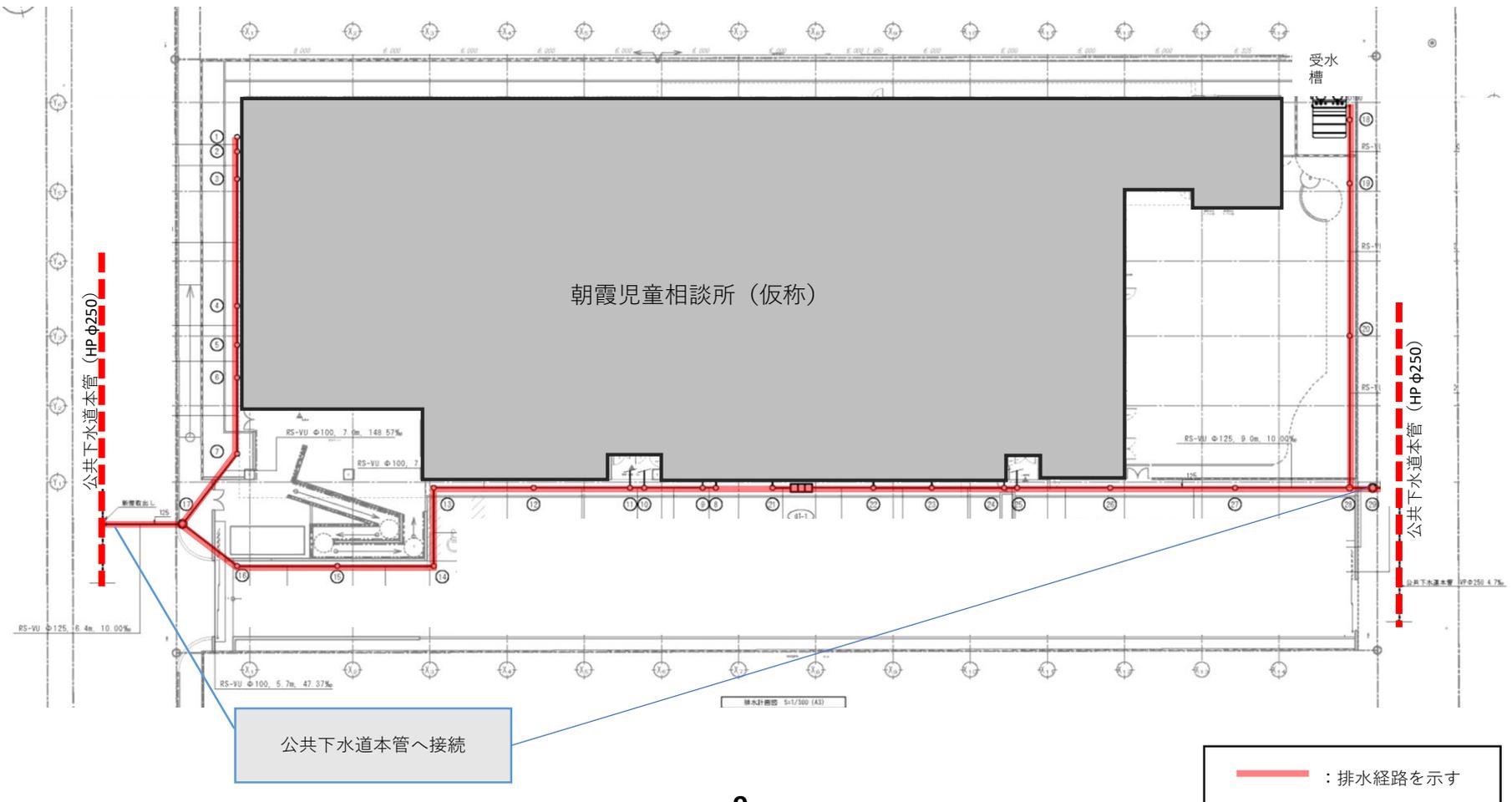
# 朝霞児童相談所（仮称）について （造成計画の概要）



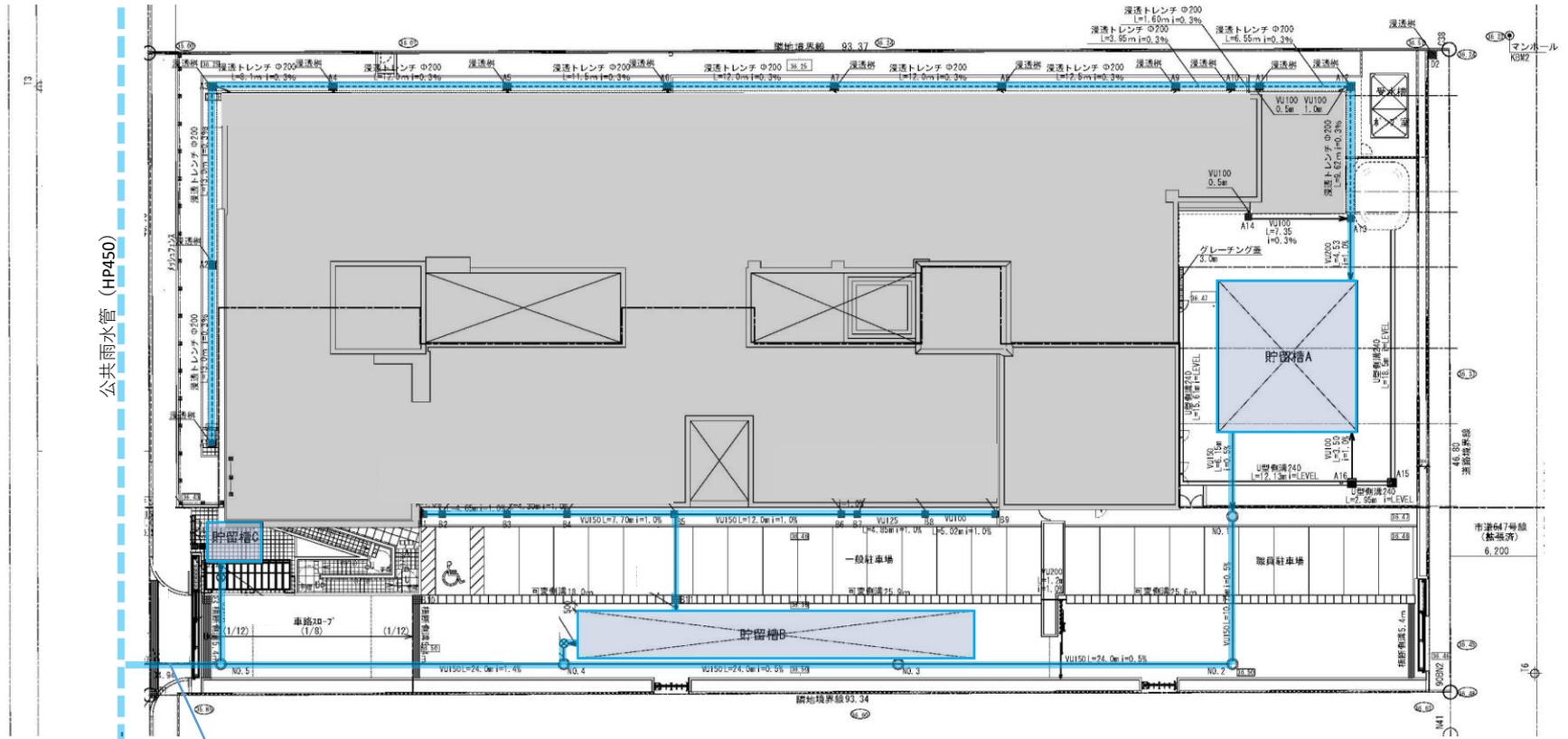


# 朝霞児童相談所（仮称）について

（排水計画の概要）



# 朝霞児童相談所（仮称）について （雨水排水計画の概要）



公共雨水管へ接続

- : 雨水経路を示す
- : 雨水貯留槽を示す

# 朝霞児童相談所（仮称）について

（工事の施工）

## 本工事の施工について

工事中は安全に十分配慮して施工を行います。工事に関しては下記事項を遵守するよう施工者を指導いたします。

### (a) 工事内容の公表について

・工事工程、作業内容、責任者氏名及び問い合わせ先については、作業場の外から見やすい位置に掲示してお知らせいたします。

※施工者が正式決定後掲示いたします。

・工事着工前の連絡先については、1ページ記載の連絡先へお願いいたします。

### (b) 作業時間及び休業日について

・作業時間は原則として午前8時から午後6時までとし、日曜日及び祝日は休業日とします。

・天災、その他安全を確保するために必要な場合は前述にかかわらず作業を行うものとします。

・騒音が少ない仕上げ・内装・外構工事等の軽作業、準備及び後片付け等の作業は、前記に関わらず作業を行う場合があります。またコンクリート打設及びその仕上げ作業など、中断が不可能な場合に、作業時間を延長させていただく場合があります。

・工事工程・作業内容については、作業場の外から見やすい位置に掲示してお知らせいたします。

### (c) 工事車両の安全対策について

・工事車両の出入口には、交通誘導員を配置し、一般歩行者並びに通行車両等の安全を確保いたします。出入り頻度の高くなるコンクリート工事に際しては、交通誘導員を配置し交通管理と安全管理を徹底します。なお、工事車両の出入りは原則として北側道路とします。

・作業場周辺の道路上には、工事車両及び工事の関係車両を駐車させないよう徹底いたします。

・大型車両の運行に際しては交通安全に努めると共に、道路舗装や構造物に破損が生じた場合には道路管理者と協議の上、原状復旧等必要な対応を行います。

### (d) 隣接建築物への危害防止について

・計画地周囲を鋼製板またはネットシートで囲い、工事建物の外周は養生シート等を施し、飛散・落下防止に万全を期します。

### (e) 工事中の騒音・振動・ほこり等への対策について

・本工事の施工に際しては、低騒音低振動型の重機を使用し、騒音・振動の発生を抑制します。

・土砂運搬時のこぼれ、飛散あるいは泥土の流出等を防止するため、場内にて車両清掃を行ってから出場します。

### (f) 風紀・衛生面について

・工事作業現場付近における適切な安全対策の実施及び火災・工事障害等の防止のため、現場管理を厳正に行います。

・作業員の風紀・衛生については充分留意し厳正に指導・監督し、作業員用休憩所を設けることで、路上などで飲食や休憩したりすることのないようにいたします。

### 生活環境への影響について

### (g) 電波障害について

・問題が発生した場合は原因調査を行い、本工事に起因していることが判明した場合には正常に電波が受信できるよう必要な措置を講じます。

### (h) 風環境について

・計画建物は高層建物ではないため、いわゆるビル風の発生は想定していません。

### (i) 日照障害について

・別添の通りです。

### (j) ゴミ処理について

・建物内に保管庫を設け、臭気・衛生面に配慮します。

### (k) 駐車場について

・駐車場は敷地内に配置し、アイドリングストップの励行とあわせて騒音防止に努めます。

### (l) 家屋への影響について

・本工事の施工に起因して、近隣家屋に被害が確認された場合は速やかに適切な対応を講じます。被害の状況を確認するため、工事着工前に近隣家屋調査にご協力いただく場合があります。

### (m) 工事の期間について

・工事の期間は、令和5年11月から令和7年1月を予定しています。

※施工者正式決定後、仮囲い、仮設計画等の安全対策、工事車両の運行計画、家屋調査の概要及び工事中の緊急時連絡先等について改めてお知らせします。

# 朝霞市条例について

## ○朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の規定（第12条～第14条、第16条関係）

（開発事業等の協議）

第12条 事業者は、工事に着手する前に、当該開発事業等の計画（以下「事業計画」という。）を記載した協議申請書（以下「協議申請書」という。）を市長に提出し、市長と協議して協議書（以下「協議書」という。）を締結しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議に当たっては、市の施策との整合を図るため、事業者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による協議に当たっては、第3章に規定する技術基準による公共施設の整備について、事業者に適切な負担を求めることができる。

4 事業者は、開発事業等に係る法令の規定による許可、認可、確認その他これらに相当する行為（規則で定めるものを除く。）の申請前に、協議書を締結するよう努めなければならない。

（事業計画の周知及び説明）

第13条 事業者は、協議申請書の提出後、事業計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該開発区域の見やすい場所に当該事業計画を表示した表示板（以下「事業計画表示板」という。）を設置するとともに、速やかに書面によりその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、直ちに当該届出及び事業計画を公開し、一般の閲覧に供しなければならない。

3 事業者は、事業計画表示板を設置した後に、規則で定めるところにより、近隣住民に対して、当該事業計画について説明しなければならない。

4 事業者は、前項の規定により説明する事項について、周辺住民から説明を求められたときは、当該事項について説明しなければならない。

5 事業者は、事業計画について変更したときは、規則で定めるところにより、近隣住民に対し当該変更した事項について説明しなければならない。

6 協議申請書を市長に提出した事業者は、当該事業計画を廃止したときは、規則で定めるところにより、近隣住民に対しその旨を説明しなければならない。

（事業計画の説明の報告）

第14条 事業者は、規則で定めるところにより、前条第3項から第6項までの規定により行った説明の経過及び結果を記載した報告書（以下「報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

（工事に関する協定）

第16条 事業者等は、工事に着手する前に、工事の施工により影響を受ける者と工事に伴う作業時間、休日その他の事項について、協定を締結するよう努めるものとする。この場合において、事業者等は、協定を締結したときは、速やかに書面により市長に報告しなければならない。

※上記の開発事業等に関する「条例協議申請書」、「事業計画表示板設置届出書」は、朝霞市役所で閲覧可能

※条例全文は、朝霞市ホームページ（<https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/27/kaihatu-tetuduki.html>）をご確認ください。

# 都市計画法、建築基準法等について

## ○都市計画法の地域地区等について

1. 用途地域 指定なし（市街化調整区域）

2. 地区計画

基地跡地地区地区計画区域（C地区）

- ・建築物の用途の制限 建築可能な建物の用途が制限されている（学校、保健所、児童福祉施設等建築可能）
- ・壁面の位置の制限 道路の境界から1.5mの歩道空地を確保すること
- ・最高の高さの限度 最高高さ 25m
- ・垣またはさくの形態制限 生け垣または透視可能なフェンス等とすること

3. 都市施設等 無し

## ○建築基準法の規定について

1. 用途地域の建築制限について

用途地域が指定されていないため制限なし（地区計画による制限あり）

2. 日影規制の内容について

5時間／3時間 測定面 4.0m